

平成 30 年第 4 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 30 年 3 月 15 日 午後 3 時開会
午後 4 時 41 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人 委員 新崎 速 委員 喜友名 朝春
委員 玉城 きみ子 委員 松本 廣嗣 委員 照屋 尚子

(2) 欠席委員

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参事	親泊 信一郎	参事	石川 聡
総務課長	識名 敦	教育支援課長	登川 安政
施設課長	佐次田 薫	学校人事課長	古堅 圭一
県立学校教育課長	半嶺 満	義務教育課長	當間 正和
保健体育課長	平良 朝治	生涯学習振興課長	城田 久嗣
文化財課長	萩尾 俊章		

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第 4 号から第 7 号までは人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとなることが決定された。

(3) 平成 30 年第 2 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 30 年第 2 回議事録を承認した。

(4) 平成 30 年第 3 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 30 年第 3 回議事録を承認した。

(5) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

(6) 報告事項

なし

(7) 議案審議

議案第1号 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

議案第2号 沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、及び沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令についての説明を行った。

【質疑等】

- 玉城委員 この1年間の審議事項を振り返ってみると、教職員の服務に関する案件がとても多く、この数年の中で平成29年度は最も多かったのではないかと記憶しており、そのようなことから教職員の服務規律の周知・徹底は喫緊の課題だと考えております。平成30年度から服務・選考試験班が設けられるわけですが、これまでも服務規律の周知や、法令の順守等にはかなり力を入れてこられたと思います。では、今回新たに班を設けることで、具体的に何がどのように変わっていくのか、配置人数や、今後の取組の特色等を教えていただきたいと思います。また、新学習指導要領が4月から先行実施になるわけですが、今後は教員の資質向上のために教員の養成課程から選考採用試験、初任者研修、中堅の研修等において大学との連携が非常に重要だということで、それが求められているわけですが、今後どのような連携が行われていくのか、その辺も少し教えていただきたいと思います。
- 総務課 組織については、7月、8月頃からどのような体制にするのか各課と確認をしつつ進めて参ったところですが、その中で学校人事課の方から、これまで小中学校人事班、県立学校人事班で選考試験や人事異動も含めた人事、サービスを一手にやっていたものから、そこを分けて、強化して、集中したいということで、班を増設したいという相談がございました。本当に班を増やした方が良いのか、それとも今のままで人員を増加した方が良いのか、というところも含めて調整をいたしました。結果としては、委員がおっしゃったように不祥事が増加している中でどうにか対応しないといけないということで、特化をして班を1つ設置するという事にいたしました。それに合わせて、人事管理監が、今まで県立学校人事班、小中学校人事班の上に組織として配置されていましたが、新しく増えて5班になりますので、全体的に課長、両人事管理監で総括するという事でやっております。
- 玉城委員 文部科学省から出された説明図には、大学の教員養成課程から教員の資質向

上に向けて、大学との連携の強化が図式化され示されています。そこで、教職員の選考試験と大学とはどのような連携を図っていくのか、今の段階での状況を教えていただきたいと思います。教員養成課程からライフステージに応じて大学との連携がかなり重要視されているということが明記されており、求められているわけですが、それをどのように連携しているのか教えてください。

- 教育長 選考試験も関係がありますか。
- 学校人事課長 選考試験の内容については、直接の関係はございません。研修は、関係があります。
- 玉城委員 ただ、大学で学習したことが全く選考試験と離れては困りますから、やはり教員養成課程の一連の流れの中で学ぶことが選考試験でも出てくるといこと。やはり連携がないと乖離していくので、その辺のところで少しお尋ねしたのですが、いかがでしょうか。
- 学校人事課長 平成 29 年度に教育公務員特例法の改正を受けまして、各都道府県教育委員会の方では、教員資質向上のための指標を作らなければならないということになっておりまして、県教育委員会では県内の大学の担当者の方々と定期的に会合を重ねまして、来る 4 月 1 日から「沖縄県教育委員会の求める教員像」を一旦提示した上で、大学側で教員になる前の段階から様々な教員に必要なトレーニングを行っていただくと。そして、選考試験に合格して教員に採用された後は、階層別に、例えば初任者は採用されてから数年以内にこの程度のレベルに達して欲しい。それから中堅の段階になりますと、ある程度ベテランになりますので、そのベテランの教員については、このレベルまで達して欲しい。それから 50 代になると熟練の域に達しますので、広い視野に立って指導に当たって欲しい。そういった育成指標を作っております。ただ、基になるのは、「沖縄県教育委員会の求める教員像」が出発点になりますので、定期的に大学等と意見交換をするということを確認しております。
- 玉城委員 ぜひ、お願いいたします。
- 喜友名委員 今回、これまでの不祥事等を踏まえての対応だと思えますが、学校職員の服務管理の強化及び選考試験業務の効率化を図るということを目的として新たに班を設置するということですが、大変良い事ではないかと評価したいと思います。ただやはり組織を作ったから良くなるということではなく、全体的な組織として十分に機能していく仕組み作りが重要だと考えております。県教育委員会の求める教員像を踏まえて大学と連携をしていきたいというお話もございましたが、やはり課題は現場にあるということを見ると、学校現場、地域との連携も必要になると思います。その辺りの充実も図りながらやっていただきたいと思います。それで現在どのような考え方をしているのか、どのように周知させて強化していくのか少し教えていただきたいと思います。

- 総務課長 喜友名委員がおっしゃったように、組織はただ作るだけではなく、効果を発揮することが大事だと考えております。人事管理監が全体を総括するということで、課長とともに課をハンドリングしていくということになると思いますが、それと併せて学校現場への周知や、地域に対しても学校を通して、学校人事課がよく連携をしながら、職場の環境を良くするという取組を図っていくことを期待しております。
- 学校人事課長 新しい班を設ける理由は、今現在、小中学校人事班、県立学校人事班と人事を担当する班が2班ございます。それぞれの班に1人ずつ服務担当者がおりますけれども、これだけ不祥事が多くなっていて、マンパワーの点でやや力が及ばない。一方で平成に入って一番懲戒件数が多い年でもありましたので、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種の違いを乗り越えて、全学校共通で服務管理を徹底していきたいという趣旨で班を新たに一つ設けたというのがひとつの理由になります。
- 松本委員 これまでも勉強会や会議で取り上げられてきたと思いますが、特に飲酒運転がらみが多かったですね。やはり、今までも口頭では色々とお話しをするし、職員も頭の中では理解しているという状態で、けれども実際現実にはそういう問題が起きてしまう。その部分をどのようにして防止するかということが非常に重要だと思います。様々な取組があると思いますが、現場に直接活かせるような、本人たちの自覚がもっと高まるような仕組みを考えていく必要があると考えます。特に自分は夜飲んだ、だから朝は大丈夫だというような意識がやはりあると思うのですよね。そこら辺を何らかの方法で、例えばアルコール濃度を測るような機器で、必ず自分でチェックして、アルコールの残量が多ければ運転しないというような、より具体的な取組を進めていって欲しいと思います。
- 教育長 具体的な方法というのは、また今後検討してということになりますけれども。
- 学校人事課長 不祥事が発生した場合は、随時文書で通知をしておりますけれども、周知方法のあり方、研修のあり方も含めて未然防止に繋がるような実践的な取組を行っていきたくて考えております。
- 松本委員 おそらくそれが班を立ち上げる理由だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程についての説明を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 自立活動というのは特別支援学校においては重要な教育内容のひとつでありますので、行政が様々な支援を行って子供達の学びを充実させることは重要だと思います。来る4月1日から施行するということですが、先程の勉強会で2人配置をするという話がありました。今後は、教育委員会としてどういう方向で計画しているのか。検討しているようでしたら教えていただきたい。
- 県立学校教育課長 配置につきましては、平成30年度からの事業実施を予定しております。沖縄ろう学校に言語聴覚士を1人、沖縄盲学校に視能訓練士を1人ということで、平成30年度はまずは2人でスタートを予定しております。平成31年度につきましては、平成30年度の実績等を踏まえまして、他の専門家、人数、配置校等今後必要性に応じて検討し、拡大の必要があれば拡大していきたいと考えております。
- 照屋委員 自立活動の目的は、幼児・児童・生徒の実態に応じて、日常生活、または学習活動等において、障害によって生じるつまづきや困難を軽減したり、解消のために努めたり、障害があることを本人が受容したり、発達の遅れやアンバランスなどを改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すというように、全人的な発達の促進を意図しているということが述べられています。昨日、総合教育センターの長期研修の研究報告会で、自立活動の充実について研究をされている先生の報告を伺う機会がありました。やはり、現場の先生方は、担当教諭の経験年数の違いから、実態把握が難しいとか、実態把握から授業内容の設定が難しい、また目標や指導内容の設定に確信が持ちにくいとか、自立活動の教材が不足しているなどの課題が挙げられておりました。幼児・児童・生徒の個々の実態に合わせた教材をどのように活用したら良いのか、どのような授業内容を設定したら良いのかなど、アドバイザーを配置することによって専門的な助言を得て、また担当教諭の専門性も高まって、より良い充実した自立活動の指導ができると期待をしております。自立活動という授業は、障害のある幼児・児童・生徒の教育にあたっては、教育課程上とても重要な位置を占めていると思います。担当教諭が1人で抱え込まずに、1人の幼児・児童・生徒の課題や目標について、アドバイザーを交えて複数の教師で検討できるような校内システムの構築が必要だと思われます。さらに、中高になると教科別に担当教諭が変わりますので、授業間の連携や、進級・進学の際の引き継ぎがスムーズに行えるシステムの構築も必要かと思われます。沖縄ろう学校と、沖縄盲学校に配置されるということですが、肢体不自由でもそうですし、知的障害の学校でも、知的障害では発達障害のお子さんも増加していますが、同じ姿勢を一定時間保てなかったり、多動であったり、指先が不器用であ

ったり、両手使いが困難であったり、手と目の協調性に困難を生ずる子供達が多いと感じております。作業療法士もそういった意味では必要かなと思っております。作業療法士は、手工芸とか、芸術、遊び、スポーツ、日常動作などの行為を通して訓練する専門家ですので、是非今後の展開として知的障害の教育校、肢体不自由の教育校にも作業療法士や理学療法士の配置を希望します。特別支援学校が地域のセンター的役割を果たし、障害を持った子供達が通う地域の小学校、中学校、高等学校へも指導助言ができる体制づくりを是非お願いしたいと思っております。

- 喜友名委員 照屋委員の意見を踏まえて意見を述べます。特別支援教育については、これまで委員として学校現場での取組を視察させていただきました。学校現場の先生方の頑張っている姿に接し、私自身感動を覚えています。障害の程度に応じて合理的配慮がなされていること、それから先生方の真剣な取り組みを見て、強い気持ちを感じる事ができました。先生方を始め特別支援教育に携わっている関係者の皆様に改めて深く敬意を表します。アドバイザーの取り組みは実質的には以前からあったとお聞きしておりますが、制度として立ち上げたことは大変素晴らしいことだと評価したいと思っております。自立活動の指導に当たって、外部の専門家をスタッフとして迎えて、共に取り組んでいく姿勢は大事だと思っております。自立活動の指導に今後大きく貢献するのではないかと考えております。今回2人の配置ということですが、やはり特別支援教育の大きな柱の一つですので、多くの特別支援学校に専門的な立場の人が配置できるよう、拡充・充実に取り組んでいただきたいという希望を申し上げておきます。
- 玉城委員 アドバイザーが設置されることで、多くの教師の指導技術が向上するとともに、学校全体の指導体制づくりにも良い影響を与えるのではないかと私も考えております。今後ますますアドバイザーは拡大していくのではないかと考えておりますが、委嘱期間のところで、「委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる」とあり、「2回を超えて更新する必要がある場合は、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする」とあります。この辺をもう少し詳しく教えてくださいませんか。
- 県立学校教育課長 非常勤職員ですので、原則として委嘱期間は1年以内、更新は2回までと定めておりますが、やはりどうしても、アドバイザーは専門性を有しておりますので、学校に配置しなすと学校の先生方とのいろいろな関わりがございます。そういった中で、継続性のために学校側が是非この方をお願いしたい、そういった状況も出てくると思いますので、その時はその状況を踏まえて、非常勤ではございますが、しっかりと関係課長で確認をして、必要があれば配慮をしていくための規定でございます。
- 照屋委員 今回は盲学校とろう学校に1人ずつ配置ということですが、八重山特別支援学校、宮古特別支援学校、名護特別支援学校は総合になっています。そこにも要請があれば盲学校、ろう学校から出向くことは想定されていますか。
- 県立学校教育課長 拠点校はございますが、地域の相談等に応じて教員と一緒にあって

アドバイスをするということが職務の中に含まれております。宮古、八重山に行けるのかは今後確認が必要だと思っておりますが、基本的には学校から離れて、他の学校からの要請にも応じるということになっていきますので、検討させていただきたいと思っております。

- 照屋委員 1か月の勤務日数は16日以内となっておりますが、その資格を持った方は別の医療機関、施設などに兼務するということとなりますよね。
- 県立学校教育課長 嘱託職員は、専門性を持った方を非常勤として雇うということになりますので、他の仕事を持たれて、この職務にも就くということを想定しております。
- 松本委員 自立支援というのは、障害者のレベルによって様々だと思います。先程照屋委員からもお話がありましたが、困難を感じるというのは漠然としすぎているのではないかと思います。このグレードの人達の目標であればこれぐらい、というような個別の目標を立てていかないと迷うと思います。アドバイザーは様々ですから、その人たちをまとめて目標設定を共有して、それをアドバイスするといった具体的なことを決めていく必要があると思うのですよ。特別支援学校にいる子供達は様々な医療機関と関連がありますよね。そのような場合に、そこの専門職員の人達との連携が重要だと思います。全然違う指導をしてもらっても困りますし。そういったコミュニケーションがしっかりととれるような仕組みづくりも非常に重要だと考えておりますが、そこら辺はどういった構想でいらっしゃるのですか。
- 県立学校教育課長 採用にあたっては、まず基本的にはハローワークを通して募集し、配置する各学校において、学校長、教頭、指導主事が入って面接し、選考することになります。松本委員のご意見は重要なご指摘だと思いますので、配置する前の段階で、基本的な考え方等についてアドバイザーに来ていただいて確認する、そういったことを検討していく必要があると考えております。
- 照屋委員 今の松本委員の質問は、おそらく一人一人の幼児・児童・生徒に合った個別の指導計画、それに沿って指導目標を設定して、長期目標・中期目標・喫緊の課題、目標を設定してそれに沿って授業を実際に行っていくと思っておりますが、必要に応じて専門的な病院の医師であったり、理学療法士や、視能訓練士、言語聴覚士、そういった方々も入れたケース会議を開く、そういうことをおっしゃっているのではないかと思います。
- 松本委員 これは重要なことだと思っています。子供はアドバイザーが変なアドバイスをしてしまうと困るわけですよね。それは一連の流れの中でよくこれまで見ていた医療職がいるはずですから、その人達が、大体情報をきちんと整理をして、リハの実施計画等色々作っておりますが、文面ではなかなか伝わりにくい部分が沢山あります。そういった部分というのは、対面で話をすることによってしか情報が伝わらない場合があるのですよ。そこら辺を、そういう機会をきちんととっていく必要があるのかなと思います。

- 県立学校教育課長 子供に関わっている方々は沢山おられて、共通理解を図って指導していくことは大事な事だと思います。しっかりと指導していきたいです。
- 教育長 アドバイザーは基本的には先生方にアドバイスするというイメージになりますよね。個別の支援計画は個々の生徒の障害の状態等で、その時に専門的な見地から、様々なアドバイスをしてもらって、支援教育がより内容の充実したものになるようにという趣旨でよろしいですか。松本委員がおっしゃるように、当然個々の生徒の状態を踏まえてしっかりやってもらうということでもよろしいですね。
- 県立学校教育課長 その通りです。基本的にアドバイザーは子供達の障害の状態を的確に把握する。医療的な観点からしっかりと把握をして先生に伝えて、子供の現在の状態に応じた指導方法を立てていくということが大事だと考えております。その辺をしっかりと連携していきたいです。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第4号 学校職員の人事についての議決内容の一部変更について（非公開）

議案第5号 学校職員の人事について（非公開）

議案第6号 学校職員の人事について（非公開）

議案第7号 学校職員の人事について（非公開）

(8) その他

特になし

(9) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。